

秘密を守り、事業再生を支援します

協議会が行うリスク支援や再生計画策定支援の手法は、金融機関等の債権者にしか企業の窮状を知られずに、風評による信用低下などを回避しながら、経営再建を進めます。

経営に入院治療や手術が必要な状況と考え、再生への意欲を持ち続けることが大切です。

経営の
入院治療
・手術



こんな方にご利用をお勧めします※。

深刻な経営状況のため金融支援を得る必要があり、

- 経営再建に向けて問題点等に対するアドバイスがほしい
- 事業を継続しつつ金融支援を得て立て直しを図りたい
- 再生が困難な場合、新たな挑戦への支援がほしい

※協議会では、過大投資等により過剰債務を抱え一時的に経営が悪化しているが、主力事業では黒字が見込まれ、財務や事業の見直しなどにより再生可能な中小企業者に対し、相談対応、再生計画策定支援、金融調整等の支援を行っています。

※深刻な経営状況になる前に、早めのご相談をお勧めします。

※協議会では融資斡旋はしていません。

(特例による支援)

- 新型コロナウイルス感染症の影響による急場をしのぎたい

中小機構 再生計画 検索



たとえば財務上の課題をお持ちの中小企業

ご相談

金融機関

ご相談

商工会・商工会議所や税理士等

山口県中小企業再生支援協議会

第1次段階 窓口相談

- 面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や具体的な課題を抽出します。
- 課題の解決に向けて適切なアドバイスを行います。

関係支援機関の機能活用が適當であると判断した場合

協議会が再生計画の策定支援が適當であると判断した場合

事業の再生が困難であると判断した場合

よろず支援拠点等の支援機関をご紹介

・再チャレンジ支援のご提案
・弁護士等のご紹介

第1次段階までは無料でご利用頂けます。

- ・直近3期分の決算書等
- ・会社概要が分かる資料
- ・その他必要と思われる資料をご用意ください。

第2次段階 再生計画策定支援

協議会がアドバイザーチームの専門家を選任します。(公認会計士、税理士、中小企業診断士等)

企業概要把握

財務精査・事業精査(デューデリジェンス)を行います。

事業計画策定

事業計画の策定は協議会の支援を受けながら企業自らが行います。
公認会計士・税理士等が数値を検証します。

金融支援策策定

再生手法等を検討し、債権者と支援内容を協議します。

再生計画策定

事業計画に金融支援策を織り込んで再生計画を策定します。
協議会が再生計画調査報告書をとりまとめます。

第2次段階では、協議会が外部の専門家等に依頼する場合、専門家の活動費等の一部に国からの補助があります。

～策定支援をする再生計画は、次の内容を目指します～

- ◆「5年以内」を目途に実質債務超過を解消
- ◆「3年以内」を目途に経常利益を黒字化
- ◆再生計画終了年度の有利子負債対キャッシュフロー比率「10倍以下」

概ね3事業年度のフォローアップ

経営再建へ

経営者保証に関するガイドライン
による事業再生と一体での
保証債務の整理

経営者保証 ガイドライン 検索

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/index.htm>

